

令和 7 年 9 月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

この夏は、中国地方において、観測史上最も早く 6 月中に梅雨明けを迎え、本市では 7 月に過去最多の猛暑日を記録するなど、非常に厳しい暑さに見舞われました。長く続く猛暑日は、河川の水位低下を招くこととなり、農業用水の確保が危ぶまれる事態となりましたが、野坂川など市内 8 か所に仮設ポンプを設置するなど、地元の皆様とともに迅速な渇水対策に取り組んだところです。

この厳しい暑さのなか、7 月 23 日から 8 月 20 日にかけて、中国 5 県を中心に、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が開催され、若きアスリートたちの熱戦が繰り広げられました。本市においては、ホッケー競技と相撲競技が行われ、全国から訪れた多くの方を、温かいおもてなしの心でお迎えし、高校生が生徒相互の親睦を深めるなど、大会スローガンである「輝け君の青春 刻め努力の軌跡」にふさわしい大会となりました。

本市の夏の風物詩である「鳥取しゃんしゃん祭」は 61 回目を迎え、8 月 13 日の前夜祭を皮切りに、14 日の一斉傘踊り、15 日の市民納涼花火大会が盛大に開催され、3 日間の総観客数 35 万 2,500 人と

いう賑わいとなりました。祭開催期間中は、本市と姉妹都市提携を結び、記念すべき30周年、20周年をそれぞれ迎えた岩国市、郡山市の両市長にご訪問いただき、式典参加や、姉妹都市物産ブースでの特産品PRなどを通して交流の絆を深めたところです。

今後も、これらの経験と成果を次世代へと引き継ぎ、この夏の熱気に負けない、人々の情熱と絆で結ばれた持続可能なまちづくりを推進してまいります。

2. 農業農村振興

昨年来、国内の米市場は需給のひっ迫や価格高騰など大きな変動に見舞われ、市民生活にも影響を及ぼす事態となりました。こうしたなか、国は食料安全保障の観点から米政策の見直しを進め、8月5日には、第3回目となる政府の「米の安定供給等実現関係閣僚会議」が開催され、石破首相から、米の増産に舵を切ること、耕作放棄地の拡大を食い止め農地を次世代につないでいくことなど、今後の政策の方向性が示されました。

本市の米農家の皆様におかれても、令和7年産米より増産、また令和8年産に向けては、さらに40ヘクタール以上拡大する意向であるとうかがっており、このたびの石破首相の発言が、これらの取り組みの追い風となることを大いに期待するとともに、本市も県と協調し、令和8年産米の増産・規模拡大に向け、体制強化を図ろうとする米農家の

機械整備などに係る経費を緊急支援してまいります。

また、中山間地域の農業維持の要でもある有害鳥獣対策では、捕獲件数が増加する鳥獣処理の手法のひとつとして、大型排水管を利用した埋設設備整備のモデル事業を県内初の取り組みとして実施します。

近年、全国的に問題となっている、日常生活圏でのクマの出没対策について、法改正により、9月1日から、より迅速な初動対応を行うため、市町村が主体的に取り組むこととなりました。これらに必要な体制を整えるとともに、県、警察、消防、周辺自治体など多くの関係者としっかり連携を図りながら、市民はもとより、対応に当たる職員・関係者の安全の確保に努めてまいります。

3. 観光振興

大阪・関西万博の開催や、依然として好調なインバウンド需要の影響などもあり、鳥取砂丘や砂の美術館を訪れる観光客は増加傾向にあります。特に、現在開催中の砂の美術館第16期展示「砂で世界旅行～日本(にっぽん)」の、お盆休みを含む8月17日までの入館者数は20万人を超え、昨年と比べ4万2千人以上増加となるなど、大変好評をいただいているところです。

また、本市が宿泊施設の協力を得て調査している外国人宿泊者数については、4月から7月までの4か月間で約1万8千人、前年同期の約1.6倍となるなど、旺盛な観光需要が国内外からもたらされているこ

とがうかがえます。

こうしたなか、県内初となる、アプリを活用した中心市街地や鳥取砂丘を巡る観光シェアサイクルや、砂丘東西間を結ぶ周遊タクシー「Sakyutto（さきゅっと）」の運行、鳥取駅前におけるコインロッカーの設置などの実証事業を実施し、観光客の快適な滞在環境の創出に取り組んでいるところです。

こうした取り組みに加え、7月31日に認定継続が決定した日本遺産ストーリー『日本海の風が生んだ絶景と秘境 - 幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」』による麒麟のまち圏域の観光振興、さらには、外国人観光客対象の「ぐるっと鳥取周遊タクシー」の支援枠の拡大や、第2弾となる本市独自の宿泊キャンペーンの開催などにより、好調な観光需要をさらに呼び込むための取り組みを積極的に展開し、地域経済の活性化につなげてまいります。

4. まちなかの未来づくり

本市は、長年の課題である中心市街地の再生、そして持続可能なまちづくりの実現を目的として、庁内一丸となって鳥取駅周辺再整備に取り組んでいます。本年7月には、新たなバスターミナルや複合施設など、主要施設の配置方針を示すレイアウト案を作成し、7月29日に開催した「第4回四者連携協議会」や、8月18日に開催した「第7回鳥取駅周辺リ・デザイン会議」で議論を行うなど、その取り組みを着実に進め

ているところです。

今後も、関係機関や民間企業、そして市民の皆様と力を合わせ、鳥取駅周辺再整備を実現し、鳥取市を、市民がいつまでも、これからも住み続けたいまちへと発展させ、次の世代へと確実に引き継いでまいりたいと考えております。

総務省が発表した1月1日現在の人口動態調査によると、前年度より人口が増加した都道府県は東京都と千葉県だけでした。このような厳しい状況において、本市のような地方都市が、将来においても地域を活性化させていくためには、若者が夢を持って働けるような仕事を作り出していくこと、応援していくことが必要と考えています。

コロナ禍以降、特に若い世代を中心に起業・創業に関する相談が増加傾向にあり、本市は、これら個人事業主などの挑戦を、引き続き後押ししてまいります。

また、昨年度策定した企業誘致、起業・創業支援、地元企業の変革、転職なき移住などを柱とする「まちなかビジネス・コミュニティ再生プラン」を推進していくため、ＪＲ鳥取駅北において、拠点となる施設の整備を令和８年度事業開始に向けて進めているところです。まちなかの起業・創業や働く場の創出により、エリアの価値を高め、民間投資につなげていくことで地方創生を強力に推進してまいります。

5. 教育環境の充実

気高地域の児童などの保護者、学校、地域住民の代表者で構成される「気高地域学校統合準備委員会」でご意見をいただき、検討した結果をもとに、魅力ある学校づくりを行うための基本的な考え方を定めた「鳥取市気高地域新設統合小学校整備基本構想・基本計画」を本年7月に策定いたしました。この計画に基づき、令和13年4月の開校に向けて、教育理念や教育ビジョンを地域の皆様とともに検討し、具体的な整備を進めてまいります。

また、児童数の減少が著しい逢坂地区からは、昨年12月に、浜村小学校への先行編入を望む要望書が提出されており、保護者や学校、地域などの意向に柔軟に対応し、来年4月からの編入に向けた準備を進めています。

今年度で計画期間が終了する「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」について、次期大綱の策定作業を進めているところであり、少子化が進行するなかにおいても、子どもたちに、より良い教育環境を提供することをしっかりと考え、本市の教育施策の基本方針を示す新たな大綱を取りまとめてまいります。

6. 公共施設の再配置

本市においては、市民サービスの質を維持・向上させながら、持続可能な公共施設運営を実現する「ファシリティマネジメント」の考え方を

導入し、平成２７年度から計画的な取り組みを進めています。

これまでの取り組みにより一定の成果は上がっているものの、施設の老朽化は年々進行しており、特に、人口減少や少子高齢化が進む中山間地域においては、地域の実情に即した施設の再編が急務となっています。

このような認識のもと、本市では、公共施設の再配置をより個別具体に進めるため、中学校区を対象としたエリアマネジメントに取り組むこととしており、その手法の一つとして、本年度は河原地域、用瀬地域、佐治地域で市民ワークショップを開催します。

佐治地域では、７月から８月にかけて、３回ワークショップを実施し、施設の存続・廃止にとどまらず、日々のくらしや活動の視点から、公共施設の役割や必要性の再発見にもつながる多くのご意見をいただいたところです。

用瀬地域と河原地域では、１０月から１１月にかけて市民ワークショップを実施することとしており、将来にわたり、必要な施設や機能・サービスについて、地域の皆様とともに考えてまいります。

７．子ども・子育て政策の強化

昨年度に引き続き、８月５日に、この市議会本会議場において、「子ども未来会議」を開催いたしました。鳥取市の未来を担う３２名の小学生からいただいた、防災やまちづくりなどの提案について、実現に向け、施策の検討を進めてまいります。

また、市内の民間保育所などへＩＣＴ化推進のための支援を継続的に
行うことで、保育士の負担軽減だけでなく、活用方法の工夫などにより
保育士、保護者双方の利便性の向上を図り、より質の高い保育環境の
実現に取り組んでまいります。

産後の心身のケアや育児サポートのための産後ケア事業では、施設へ
の通所型サービス、訪問型サービスの利用がともに増加している状況に
あります。こうした現状にしっかりと対応し、子育てに奮闘する皆様の
不安や負担に寄り添い、本市で安心して子育ていただけるよう、受入れ
体制の充実を進めてまいります。

放課後児童クラブにつきましても、利用を希望する児童の増加に対応
するとともに、放課後児童支援員などの処遇改善を行い、児童の安全・
安心な居場所の確保に努めてまいります。

人口減少という厳しい現実直面する本市において、子育て環境の
充実、まちの存続と発展に関わる重要な課題であり、すべての子ども
とその家族が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

８．令和６年度の決算

令和６年度の歳出は、令和５年度に引き続き台風第７号による被害か
らの復旧・復興にしっかり取り組むとともに、１８歳までの医療費完全
無償化、長引く物価高騰への対応、ねんりんピックはばたけ鳥取２０２４
の開催、旧本庁舎跡地の整備着手など、さまざまな施策を積極的に実施

いたしました。

歳入については、法人市民税が製造業などの収益が回復したことなどにより増加する一方、定額減税などの影響で個人市民税は一時的に減少し、地方税は減収となりましたが、増額となった地方交付税のほか、国の臨時交付金などを最大限活用し、本市の抱えるさまざまな課題に対応いたしました。

また、交付税措置率が高く市の実質的な負担が少ない市債を厳選し発行するなど、財政健全化に意を用いた財政運営に努めました。

これにより、一般会計のほか13の特別会計において全て黒字決算となりました。実質公債費比率は0.2ポイント上昇し9.0%に、将来負担比率は4.4ポイント上昇し69.4%となりましたが、いずれも国が示す健全化の判断基準を大幅に下回っており、これまで取り組んできた行財政改革により、財政の健全性は堅持できているものと考えています。

今後も、中長期的な展望に立ち、明るい未来のための持続可能な行財政基盤の確立に努めてまいります。

9. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第100号から議案第105号までは、一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました施策に関連

した経費などを計上しております。

議案第１０６号から議案第１１０号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の令和６年度決算等について、議会の認定に付す案件です。

議案第１１１号は、鳥取市自治基本条例の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１１２号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１１３号は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１１４号は、特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせの鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定を取り消すため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１１５号は、鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の体験料を改定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１１６号は、鳥取市あおや和紙工房の体験料を改定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１１７号は、鳥取市佐治町福園多目的集会所及び鳥取市佐治町上地集会所を廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１１８号は、鳥取市立逢坂小学校を鳥取市立浜村小学校に編入

することに伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１１９号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１２０号は、鳥取市立病院の人間ドックに係る使用料を改めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第１２１号は、今議会に提案している過疎対策事業債の活用事業などを、鳥取市過疎地域持続的発展計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第１２２号は、鳥取市まちなか交流広場の指定管理者として、一般財団法人鳥取市教育福祉振興会を定めるため、必要な議決を求めるものです。

議案第１２３号は、観光周遊バス「ループ麒麟獅子」の車両の購入について、必要な議決を求めるものです。

議案第１２４号は、令和５年４月１日に無償譲渡した旧鳥取市有富中山間地域活性化センターの土地を、地元自治会へ無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第１２５号は、議案第１１７号に関連し、鳥取市佐治町福園多目的集会所及び鳥取市佐治町上地集会所を地元自治会へ無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第１２６号は、鳥取市民体育館再整備事業契約の変更について、

必要な議決を求めるものです。

議案第１２７号は、鳥取市青谷町総合支所大規模改修（建築）工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

報告第１５号は、鳥取市土地開発公社など２０法人から、令和６年度の経営状況を説明する書類が提出されましたので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第１６号及び報告第１７号は、令和６年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付しましたので、その意見を付けて報告するものです。

報告第１８号は、令和７年６月２７日、相手方駐車場から右折出庫しようと公用車を発進させた際、相手方駐車場にタイヤ痕が残り、汚損した事故の損害賠償の額及び和解について、令和７年７月２８日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第１９号は、令和７年２月１４日、相手方車両が徳尾地内の市道を走行中、道路の陥没にはまり、相手方車両のタイヤがパンクし、これにより相手方が負傷した事故の損害賠償の額及び和解について、令和７年７月３０日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第２０号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部改正を令和７年８月４日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第２１号は、令和７年７月７日、吉岡温泉町地内で市有地の樹木

が倒木し、相手方家屋の瓦や窓等を損傷した事故の損害賠償の額及び和解について、令和7年8月5日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第22号及び報告第23号は、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部改正を令和7年8月5日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第24号は、令和7年6月20日、鳥取市役所通用口付近で職員が公用車のトランクのドアを閉める際、相手方の頭部へドアが接触し負傷させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和7年8月7日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第25号は、令和7年6月27日、相手方の隣地駐車場から右折出庫しようと公用車を発進させた際、相手方所有の境界ブロックに接触し損壊した事故の損害賠償の額及び和解について、令和7年8月12日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第26号は、令和7年6月18日、公用車を東町地内の駐車場に駐車し、運転席のドアを開けた際に、右隣に駐車してあった相手方車両を破損した事故の損害賠償の額及び和解について、令和7年8月14日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。